

上田市建設工事監督要領

(目的)

第1条 この要領は、上田市財務規則(平成18年規則第45号。以下「規則」という。第130条の規定に基づく工事監督の実施に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(監督職員)

第2条 工事担当課長は、工事ごとに規則第130条第1項に規定する職員(以下「監督職員」という。)を定めなければならない。

2 工事担当課長は、前項により定められた監督職員の職及び氏名を監督職員指定通知により当該工事の受注者に速やかに通知しなければならない。監督職員に変更があった場合も同様とする。

(監督職員の職務)

第3条 監督職員は、契約書、設計書、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)並びに工程表その他関係図書に基づいて、工事が契約どおり施工されるよう監督を行わなければならない。

(監督職員の留意事項)

第4条 監督職員は、次に掲げる事項に留意し、適正な職務の執行に努めなければならない。

- (1) 受注者(現場代理人及び主任技術者を含む。以下同じ。)に対し適切な設計意図を伝え、必要な指示を与え、適正な工事が遂行されるようにすること。
- (2) 受注者に対する指示及び承諾は、工事施工協議書等の書面により明確に行うこと。
- (3) 受注者その他工事の利害関係者に対し、常に厳正かつ公平な態度で臨むこと。
- (4) 受注者が工事の安全管理に万全を期するよう指導すること。
- (5) 受注者及び地元関係者等の工事関係者相互間において紛争が生じないように留意し、工事が円滑に行われるよう配慮すること。

(工事の促進)

第5条 監督職員は、工程表に基づき、工事の進捗状況を把握し、遅延のおそれがあると認めるときは、工事の促進に努め、その結果を工事担当課長に報告しなければならない。

2 監督職員は、天災その他やむを得ない事由によって工事の進捗が妨げられたときは、その状況を調査し、速やかに工事担当課長に報告するとともに受注者に対し必要な指示を与えなければならない。

(細部設計図書及び原寸図等)

第6条 監督職員は、設計図書に基づき受注者が作成した細部設計図書及び原寸図等を審査し、承諾を与えなければならない。

(材料の検査等)

第7条 監督職員は、工用材料の検査及び工用材料の調合に係る見本検査の必要があると認められたときは、直ちに設計図書に基づき材料の形状、寸法、種類、数量、品質等について検査をしなければならない。

2 監督職員は、前項に規定する工用材料の検査の結果、不相当とした材料については遅滞なく工事現場から搬出させるとともに良品を補充させ、前項による検査をしなければならない。

(立会い等による確認)

第8条 監督職員は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該工事に立会い、設計図書に適合した施工であることを確認しなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会うことができないときは、その都度受注者に対し現場写真その他の方法を指示し、それにより成果を確認しなければならない。

- (1) 材料のうち、調合を要するもの(見本検査によるものを除く)があるとき。
- (2) 水中又は地下に埋設する工事その他完成後に外部から明視することができない工事を施工するとき。
- (3) 工期又は施工技術面から判断して、やり直しができない工事を施工するとき。

2 監督職員は、受注者が前項に規定する立会い等による確認を受けないで、工事を施工したときは、直ちに当該部分を発掘又は破壊をして確認しなければならない。この場合において、特に必要があると認められたときは、工事担当課長の指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

(補修又は改造)

第9条 監督職員は、施工した工事が設計図書に適合しないと認められたときは、直ちに受注者に補修又は改造を命じ、設計図書に適合した施工を行わせなければならない。この場合において、重大な欠陥があること等特に必要があると認められるときは、工事担当課長の指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

(支給材料及び貸与品の引渡し等)

第10条 監督職員は、設計図書等に基づき支給材料及び貸与品がある場合は、受注者立会いのうえ、当該支給材料及び貸与品を検査してこれを引き渡し、受領書又は借用書を徴さなければならない。

2 監督職員は、支給材料及び貸与品について受注者の使用又は保管の状況を把握し、必要に応じ適正に使用されるように指示し、返還を受けるべきものがあるときは速やかに返還させなければならない。

(解体材又は発生材の処理)

第11条 監督職員は、工事の施工に伴い生じた解体材又は発生材を処理するにあたり、環境の保全がなされるよう受注者に適切な指示を与えなければならない。

(設計図書等に係る疑義)

第12条 監督職員は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事項を発見したとき又は受注者から通知を受けたときは、工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、自らの判断により受注者に必要な事項を指示し、その旨工事担当課長に報告するものとする。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないとき。
 - (2) 設計図書が交互に符合しないとき。
 - (3) 設計図書の誤記又は脱漏があったとき。
 - (4) 地質、湧水その他について、予期することができない状態が確認されたとき。
- (工事の変更、中止等)

第13条 監督職員は、工事の変更若しくは一時中止し又は打ち切る必要があると認めたとときは、速やかに理由を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工期延長の手続き)

第14条 監督職員は、受注者から工期延長願の申出があったときは、内容を審査し工事担当課長に報告し、所定の手続きをとらなければならない。

(工事の未着手等)

第15条 監督職員は、受注者が正当な理由なく工事に着手せず、又は中止しているときその他契約が履行されないおそれがあると認めたとときは、速やかにその理由を調査し、工事担当課長に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第16条 監督職員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、工事担当課長に報告しその指示を受け、受注者にその措置を指示しなければならない。ただし、急迫の事情によりその暇がないときは、自らの判断によって指示し、その結果を速やかに工事担当課長に報告しなければならない。

2 監督職員は、災害発生の危険が予想される工事現場においては、あらかじめ緊急措置について、受注者に必要な指示をしておかねばならない。

(出来高の確認)

第17条 監督職員は、受注者から出来高確認申請書が提出されたときは、速やかに当該工事を調査のうえ、出来高設計書を作成し、これと必要な書類を設計図書に添えて工事担当課長に提出し、検査職員の確認を受けて所定の手続きをとらなければならない。

(工事履行の確認)

第18条 監督職員は、受注者から工事が完成した旨の申出があったときは、遅滞なく当該工事の契約の履行を確認しなければならない。

2 監督職員は、前項の確認の結果、契約の適正な履行が確保されたと認めるときは、受注者から提出されたしゅん工届及び完成図書に設計図書を添えて、工事担当課長に提出し、検査職員の確認を受けて所定の手続きをとらなければならない。

(検査の立会い等)

第19条 監督職員は、検査の実施の際受注者を立会わせるとともに、自ら立会わなければならない。

2 監督職員は、規則第131条の規定による検査の結果、手直し、補修又は改造等を要するものがあつた場合は、その履行を監督し、完了後は工事担当課長及び検査職員に報告しなければならない。

(監督職員の交代)

第20条 工事担当課長は、工事の施工中において監督職員を交代させる必要が生じたときは、監督職員に必要事項の引継ぎをさせ、受注者に通知しなければならない。

(監督の委託)

第21条 工事担当課長は、規則第130条第1項の規定により職員以外の者に委託して監督を行かせた場合においては、受託者から当該監督の内容を明確にした書類等を提出させその結果を確認しなければならない。

2 工事担当課長は、受託者の行う検査に際して、自ら又は担当職員を立会わせることができる。

(工事成績の評定)

第22条 監督職員は、上田市建設工事検査要綱に該当する工事について、しゅん工確認後速やかに上田市工事成績評定要領に基づき、厳正かつ公平に評定し、検査職員に工事成績評定書を提出しなければならない。

(補則)

第23条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。